

現行の許可基準

- ・ 許可基準に適合していると認めるときでなければ、労働者派遣事業の許可をしてはならない。（法第7条第1項）

- ① 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行われるものでないこと。
- ② 派遣労働者に係る雇用管理を適正に行うに足りる能力を有するものであること。
- ③ 個人情報等を適正に管理し、及び派遣労働者等の秘密を守るために必要な措置が講じられていること。
- ④ 事業を的確に遂行するに足りる能力を有するものであること。
 - ・ 資産の総額から負債の総額を控除した額が「2,000万円×事業所数」以上、
現預金「1,500万円×事業所数」以上であること
 - ・ 事業所の面積がおおむね20㎡以上であること 等

現行の許可条件

- ・ 労働者派遣事業の許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。（法第9条第1項）

- ① 専ら労働者派遣の役務を特定の者に提供することを目的として行うものではないこと。
- ② 派遣先における団体交渉又は労働基準法に規定する協定の締結等のための労使協議の際に使用者側の直接当事者として行う業務について労働者派遣を行うものではないこと。
- ③ 労働保険・社会保険の適用基準を満たす派遣労働者の適正な加入を行うものであること。
- ④ 一般労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合においても、「許可基準」の所定の要件を満たすこと。
- ⑤ また、一般労働者派遣事業を行う事業所を新設する場合にあっては、届出を行うに先立って、事業主管轄労働局又は事業所管轄労働局に事業計画の概要、派遣元責任者となる予定の者等について説明を行うこと。